
令和4年 第3回(定例)南部町議会会議録(第5日)

令和4年6月21日(火曜日)

議事日程(第5号)

令和4年6月21日 午前9時開義

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第39号 南部町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第40号 南部町法勝寺大豆加工所条例の廃止について
- 日程第5 議案第41号 令和4年度南部町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第42号 令和4年度南部町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第7 陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第8 陳情第3号 消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情
- 日程第9 陳情第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情
- 日程第10 陳情第5号 西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想の見直しを求める陳情

(追加議案)

- 日程第11 発議案第5号 地方行政調査特別委員会の設置について
- 日程第12 発議案第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第13 発議案第7号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書
- 日程第14 発議案第8号 軍事費拡大をやめ、平和とくらしを守る外交を求める意見書
- 日程第15 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第39号 南部町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税

に関する条例の一部改正について

- 日程第4 議案第40号 南部町法勝寺大豆加工所条例の廃止について
日程第5 議案第41号 令和4年度南部町一般会計補正予算（第1号）
日程第6 議案第42号 令和4年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第7 陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める陳情
日程第8 陳情第3号 消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情
日程第9 陳情第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情
日程第10 陳情第5号 西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想の見直しを求める陳情

（追加議案）

- 日程第11 発議案第5号 地方行政調査特別委員会の設置について
日程第12 発議案第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第13 発議案第7号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書
日程第14 発議案第8号 軍事費拡大をやめ、平和とくらしを守る外交を求める意見書
日程第15 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（14名）

1番 埒田光雄君	2番 加藤学君
3番 荊尾芳之君	4番 滝山克己君
5番 米澤睦雄君	6番 長束博信君
7番 白川立真君	8番 三鴨義文君
9番 仲田司朗君	10番 板井隆君
11番 細田元教君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 景山浩君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 田 子 勝 利君 書記 亀 尾 真 哉君
..... 書記 荊 尾 雅 之君

説明のため出席した者の職氏名

町長 陶 山 清 孝君 副町長 土 江 一 史君
教育長 福 田 範 史君 病院事業管理者 足 立 正 久君
総務課長 大 塚 壮 君 総務課課長補佐 石 谷 麻衣子君
企画政策課長 田 村 誠 君 デジタル推進課長 美 甘 哲 也君
防災監 田 中 光 弘君 税務課長 三 輪 祐 子君
町民生活課長 渡 邊 悦 朗君 子育て支援課長 芝 田 卓 巳君
教育次長 岩 田 典 弘君 総務・学校教育課長 水 嶋 志都子君
病院事務部長 山 口 俊 司君 健康福祉課長 前 田 かおり君
福祉事務所長 泉 潤 哉君 建設課長 岡 田 光 政君
産業課長 藤 原 宰 君 監査委員 仲 田 和 男君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（景山 浩君） これより会議を始めます。

ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

2 番、加藤学君、3 番、荊尾芳之君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 議案第 3 9 号

○議長（景山 浩君） 日程第 3、議案第 3 9 号、南部町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長の仲田でございます。議案第 3 9 号、南部町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正についてでございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 3 9 号、南部町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 4 0 号

○議長（景山 浩君） 日程第 4、議案第 4 0 号、南部町法勝寺大豆加工所条例の廃止についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長の仲田でございます。議案第 4 0 号、南部町法勝寺大豆加工所条例の廃止についてであります。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上であります。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第40号、南部町法勝寺大豆加工所条例の廃止についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第41号

○議長（景山 浩君） 日程第5、議案第41号、令和4年度南部町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長の仲田でございます。議案第41号、令和4年度南部町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。

なお、委員会の意見として、一つは光ファイバーの件です。受注前に検討して法的に正すということは基本的にはよい方向での提案だったと思うが、問題は中海テレビの体質と費用負担の件です。今回の中海テレビの問題は、町長が出てきてお話をいただかなければいけなかったと思います。今後、IRU契約の金額も上がってくるはずで、そこについて努力するというので、住民負担増にならないようにしっかりと取り組んでいただきたいということでございます。

2つ目は、水道料金の件です。基本料金だけの件数が965件というのは驚きました。基本料金を抑えるというのは本当によい対策だと思います。今後、これらの意見を聞きながら、二弾、三弾と出てこないといけないと思います。公共料金を引き下げて住民の暮らしを応援する姿勢を堅持していただきたい。

以上、2点、委員会の意見でございました。終わります。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第41号、令和4年度南部町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第42号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第42号、令和4年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員会の委員長の仲田でございます。議案第42号、令和4年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上であります。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第42号、令和4年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 陳情第2号

○議長（景山 浩君） 日程第7、陳情第2号、地方財政の充実・強化を求める陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長、滝山です。陳情第2号、地方財政の充実・強化を求める陳情についてでございます。

意見をお聞きし、全員一致で採択すべきと決しましたので、報告します。以上です。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、陳情第2号、地方財政の充実・強化を求める陳情を採決いたします。

委員長報告は採択でありました。本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

日程第8 陳情第3号

○議長（景山 浩君） 日程第8、陳情第3号、消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長です。陳情第3号につきまして常任委員会で協議の結果、賛成少数で不採択というふうに決しました。

賛否の内容でございますが、可の理由といたしまして、少額の売上げしかない事業者が大きな影響を受けることが問題である。既に決まっているからという議論があるが、採択すべき。

2 番目、書類を全部そろえる必要があり、この事務に係る労力が大変だと思う。一人親方でやっている人はとても大変だと思う。

否の理由。既に制度登録が開始されており、日本全体の経済を考えると適正な納税に鑑みて制度実施は致し方ないと考えるため、不採択とすべきと考える。

2、適正な納付事務を行うためには制度を実施すべきと思うということでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 陳情の結果について委員長にお伺いします。

1 点目は、賛否が分かれて賛成少数で不採択になったというんですけども、委員会では何対幾つになったのかというのをちょっと教えてください。それが1 点目。

それと、2 点目、今回のインボイスの導入については、ここにも書いてあるように、とりわけ零細な、小規模な自営業者が影響を受けるということが言われていますが、町内でもそんなに大きいところはなくて、1, 0 0 0 万以下、今まで納税者になっていなかった業者の方も多し、フリーランスや一人親方の方もいらっしゃると思うんですけども、それらの方々の状況とか、このインボイス制度が導入されたらどうなるのかってというようなことが、具体的に業者の方の話として委員会の中でも論議なされたのでしょうかというのが2 点目。

3 点目は、以前に議長と町長のほうに、ここのシルバー人材センターからインボイス制度についての意見書というか、要望書が上がっていました。特にインボイス制度が導入されたら、いわゆる会員からはそういうことはできないし、領収書を発行するとかってできないし、それがシルバー人材センターの負担となれば、シルバー人材センターの経営が成り立たないというような意見がありましたよね。結果を見ると、インボイス制度は仕方がないということは、シルバー人材センターから要望があった件についてももう仕方がないぞと、こういうふうに言ってるということになりますよね。そういう意味では、シルバー人材センターのほうから、どのような現状で、インボイスが導入されたら自分ところの経営状況はどうなるのかというようなお話っていうのは聞かれたのでしょうか。3 点です。

○議長（景山 浩君） 総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長です。1 番目の御質問でございますが、賛成者は2 人、反対者は取っておりませんので分かりません。

2 番目ですが、意見として出ておりませんので、議論をしておりませんのでお答えできません。

3 番目につきましては、商工会のことがどうも話合いの中で出てきまして、会員の皆さんはもう準備を始めていらっしゃるというようなお話がありました。以上です。

○議長（景山 浩君） 13 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員長、すみません、私も初めて聞くんですけれども、インボイスが始まって、特に町内の商工関係者はみんな準備しているから大丈夫だという意見が出たということですか。ということは、例えば具体的に、みんなインボイスで困ってて、準備といっても準備のしようがなく、増税になるか、1,000 万以上の納税業者になるか、自分が身銭を切ってその分負担するかのどちらかしかないと思うんですけども、準備しているということは、どのようなことを称して準備をしているということが委員会の中で出ましたでしょうか。そういう商工関係の方から準備していますよってということは、どんな準備ですか。ちょっともしそこで意見が出ていたら教えてほしいと思います。

○議長（景山 浩君） 総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長です。準備といいますが、届出の関係の書類の作成とかいうことを言っておられたというふうに記憶しております。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに。

13 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員長、ごめんなさいね、私が、自分が参加していなかったもんだから中身の話を聞きたいと思って。

ということは、南部町の商工業者の方々は、このインボイスに当たっては、いわゆる準備ってというのは、これ適格請求書ですよ、領収書を、法的に認められたものを作らないといけないって、1,000 万円以下の納税業者になっていない方もそれをしていって、税金を、消費税払っていくということを商工関係の方々は準備なさっているということなんですか。

委員会の中では、商工関係者の方々もいらっちゃったと思うんですけども、だとすれば、南部町ではこれが導入されたときに消費税が増えてくるわけですか。納入金額増えるわけですか。その辺のこと、私たちとすれば、住民の影響にどう関わってくるかというところを町では審査せんといけんと思うんですよ。ということは、皆さんは、大変だけれども、仕事もなかったらいけんから請求書を作るというのか、それとも自分とこでもう持つしかないなと思っているのが準備だと言っとるのでしょうか。そうではなくって、きちんと適格請求書発行していって、自分も消費税を払っていくということなんですか。ちょっとごめんなさい、どういう話が出たの。

委員長、すみません。

○議長（景山 浩君） 総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長です。なかなかそこまで突っ込んだ御意見というものはございませんでしたので、そこまでの議論はしておりません。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。今回の消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情、これは採択すべきだという立場から述べさせていただきます。

先ほど委員長報告がありましたけれども、委員長報告の中で採択すべきでないという立場の方の意見の中に、今回のインボイスを導入することによって、消費税をもらっているんだけれども、結局払っていない業者の方がいる。これ現状で言えば1,000万未満の方になるんですけども、今回、このインボイスを導入することによって、全ての消費税を徴収している人が、全て消費税を払うようになるから、だからこれは導入すべきだっていう意見があったんですけども、先ほど委員長報告からありませんでした。

これももともとは消費税を導入したときからの問題で、消費税を導入するときには、これは間接税と、それから企業が納めている法人税、この割合を変えるべきだ、法人税を下げて間接税を上げるべきだっていうところから始まって、それで当初は消費税ではなく、間接税っていう名前だったと思うんですけども、これで導入しようとした。ところが、反対が物すごく多くて結局これは頓挫しました。その後、名前を変えて今回の消費税になって、それで初めて導入になったんですけども、やはりこのときも大きな問題があった。これが、売上げが少ない業者は消費税を払うのが難しい。というのも、消費税っていうのは、一番大きな問題は、利益が上がってなくても払わなければならない税金であるということ。それから、収入がなくても払わなければならない税金だっていうこと。それから、所得が少ない世帯に関して割合が高くなる税金であるという、これらのことが問題があつてます。それで、最終的には、1,000万円未満の方は消費税払わなくてもいいっていうことになって、それが現在に至ってます。そして、現在払っていない方々は、消費税を払わないことで生活が成り立ってるっていう方が多くおられます。

今回の陳情の中で上がってきますけれども、全国で約500万社の免税事業者、1,577万のフリーランス、70万人のシルバー人材センターで働く方々に、消費税ゼロ%から一気に10%に上がる、このことが大きな問題だということがここで指摘されています。

それと、あともう一点、今回、昨年からガソリンが値上がりして、今年の4月以降、生活必需品、それから日用品、これらのものが全て値上がりになってます。この値上げに関しては全くめどが立っておりません。こういった時期の中で、インボイスを導入することによって、現在300万未満とかそういった金額で生計を立てられてる方々にとって、特にフリーランスの方々にとって、インボイスを導入することによって、消費税を今まで払わなくてよかった10%もの売上げが減るってということ、これ死活問題です。

以上のことから、今回の消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情、これに関しては採択するべきだという意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 9番、仲田でございます。先ほどインボイス制度につきまして廃止という話もございましたけれども、私はこのインボイスのものにつきましていろいろ調べておるところでございますけれども、基本的には預かっている今までの消費税を納めていないわけでございますが、それが益税という格好で事業所の所得に上がってるというような格好になっておるところに一つの問題があるわけございまして、これを、先ほど加藤委員のほうからも免税事業者で1,000万以下という話もございましたけれども、こういうものをきちっと、預かったものは、税金、消費税をきちっと納税するというシステムをつくっていかねばいけないんじゃないかということから、このインボイス制度の仕組みが出てきたものだと私は思っております。

そもそも初めは10%でしたけれども、軽減税率というものが、8%というのが出てきて、2つの税率が混在するというような状況の中で、実際に消費税を取っているのに本当に払ってるのかどうかということで、今度は消費者のほうから不信を抱いておられるというような状況も今ございます。ですから、きちっとした消費税の計算をして消費税をもらい、そして消費税を支払うという捉え方のシステムをしていかないと、今度は中小零細事業者も信頼されないような状況になってくるのではないかということから、私はこのインボイス制度というものは、今の状況としてやむを得ないじゃないかなというように思っておるところです。

ただ、これは今すぐじゃなくて、来年の10月まで、今、準備段階でいろんな説明会をしながらやってるところでございますけれども、その中で問題なのは、中小零細事業者がいろんな、手

書きで書いてるのが手書きではなくて、今度はパソコンとかそういうもの、あるいはクラウドを利用した電子申請というような格好になってくる、そこに経費が増大するというようなことはいろいろ出てきているのが事実でございます。ですから、廃止ではなくて、そういうものに伴って対応できるようなやり方というのは今後課題になってくるのではないかなと、私、思っておりますので、今のインボイス制度につきましては、これはその益税というものを解消する、それについては先ほど言いましたように、10%の消費税、そして軽減税率の8%というのがございますので、これをきちっと適正に収入とし、預かった税金を消費税部分で差し引いて払うという捉え方をしていくべきではないかなと、それが国民の納税の義務ではないかなというように思っているところでございますので、インボイス制度の廃止というものは難しいのではないかなということで、委員長の報告のとおりだと私は思っておりますのでございます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） ほかに討論はありませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾でございます。私は、この委員会に所属しております、委員会の中での議論にもいろいろ意見を述べました。

まず、先ほど反対者からあったんですけども、一つは益税の部分があるんじゃないかと。だからせっかく、消費者のほうは恐らく仕方がないなという感じで払っておられると思うんです。それを、預り金をそのまま懐に入れてしまうというようなことになる。つまり益税だと、丸もうけだということなんですけど、私、委員会の中で言ったんですけど、どんな小さな商売しとっても仕入先にはそのときの3%、5%、あるいは10%は払ってるんですよ、仕入れ品について。それで、今度自分が店をやっとってお客さんに渡した場合、そのときは預かりますよ。だから丸もうけとかそういうことになるんだなくて、しかし、私は1,000万を超えてるところの方に以前回ったことがあるんです。そしたらこう言われましたよ。預り金を払う月が来るとどうしようかと思うと。そのときにあったらいいけども、なかったらやっぱり借入れして払うことしかないような状況だ。それ確かにその人の責任は自己の責任ですから、私も以前商売しておりましたけれども、売りますね、1,000円で売上げがあったとする。しかし、そのうちの3%、5%は、これは預かったお金なんだからいって、ちゃんと預託しときゃいいですよ。ところが、そういうことはなかなかできないわけなんですよ。

今度、私は免税店だったんで、いつかあったことはあるんですけども、そういう状況のときは、免税店から外れたときはそういうこともあったんですけども、本当に益税になってるのかということなんですけど、もう一つ、2つ目に言われたんですけども、消費に来られるお客さんが

私のほうに、あんたはそのまま懐に入れてるんじゃないの、本当に税務署に払ってるのかという声を、言われたことは一度もありません。そういう状況であって、これのインボイスがやられた場合には、加藤議員も先ほど今のフリーランスとかそういう人のことについて、大変な状況になるということなんです。私もそうだと思います。

それで、一つは、今までは確定申告のときだけペーパーで出して、私やってたんですけども、もし、今は商売やめてますけど、そういうことになった場合には、それに対する事務、大変な作業ですよ。仕入れたときにどんだけ払った、今度売ったときにどれだけあった、その差額は何ぼでどうで、全部出さんといけんでしょ。

先ほど反対者の意見であったんですけど、パソコンを使うとか、そういう機器を使ってやればいいという、やる方法もあるというのは、なかなか大変ですよ。実は農業者に対する持続化給付金で、あれがあったときにやられる人はなかなかなかったんですよ。相談に来られる方はかなりありましたよ、やってもらったからこそ給付金がもらえたんだって。

商店の場合、それはばりばりでそういうことに通じている人はいいかもしれないけども、ある程度の年配者であって、私は辞めてるんですが、仮に私がやってたらとてもとてもそんなことようしません。だから、本当に小さな商店を潰す、この目的が一つだと思うんです。それは、国は何とかして財源をつくりたいいうのでやる気持ちは分かりますよ。でも、地方でやっている小さな商店のことは全く考えない。いわゆるそりゃ、大企業なんかは専門職がいるから楽でしょ。本当に地方の商店を潰す、この狙いが現実起こるということで、地方で暮らす私たちには大変な迷惑なことであって、ぜひこのことは中止を求めること、このことを国に上げること、このことを強く求めて賛成するものです。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1 番、埴田光雄君。

○議員（1 番 埴田 光雄君） 1 番、埴田です。この陳情第 3 号、消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情については、委員長報告に賛成の立場で討論させていただきます。

仲田議員とかぶる点があるかもしれませんが、このインボイス制度というものは、仕入れ税額控除、課税売上げから課税仕入れに関する消費税を控除することを受けるための新たな制度ということです。現在、消費税率は原則 10% ですが、食品や定期購読の新聞などについては 8% の軽減税率が適用されています。つまり、10% と 8%、2 つの税率が混在しているわけです。結果として、商品に課税されている消費税率、消費税額を請求書の中で明記をすることという適格請求書、これがインボイス方式と言われてるものですが、これが採用されることになった背景だ

とお聞きしています。

このインボイス制度は2023年10月1日から施行されますが、既に適格請求書発行事業者の登録申請は昨年2021年10月1日から受付が開始され、この南部町でもいわゆる一人親方というところも含めて、既に登録が済んでいるというところも何社かあるとお聞きしております。現在、課税売上高が1,000万円以下の事業所は免税事業者となっていますが、インボイス方式になるとまた多大な影響が出るとお聞きしておりますが、全てのこの免税事業者が対象ではないと。いろんな条件があると思うんですが、中にはこのインボイス制度を取り入れなくてもよい事業者もあるというふうにお聞きしております。また、私もまだ詳しいことは聞いておりませんが、商工会を中心に年内中に説明会や個別相談会などが開かれるようです。

よって、次の4点ですが、現在登録業務は始まっていること。適正な税率を確認し、納めること。不正やミスをなくすことなどの仕組みとして重要なこと。影響は全ての事業者ではないと考えますので、消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情については、委員長報告に賛成の討論といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の陳情を採択していただきたいという意見です。

先ほどからこの制度は採択しないほうがいいよっていうところから出てきている意見が、益税が出てきていて、1,000万以下の方々も税金をもらっているのに払っていない。それは適正ではなく、不正や闇にもつながりかねないというようなことで、まずこれをなくしていくというのが一つ。

それと、2つ目には、複数税率が出てきたところでは、こういうふうにインボイス制度を導入しなければ、なかなか税率を正確につかむことが難しいということでの反対であったように思うんですよ。

それと、あとは全ての事業者が対象ではないっていうことが出されましたが、そういう内容でする必要がないと出されたと思うんですけども、正直、私、今の討論を聞いていてちょっとショックを受けたというか、思いましたのは、ああ、そうか、商工会というところはいろいろお世話もなさっているんだけど、結果として町内の商工業者がどのような税率の負担になってきて、これから商売ができるのかどうかではなくって、これをしっかりと導入させるためになさっているんだなというふう感じたわけです。

例えば今度の新しくなる納税業者がどれぐらいの負担になるかということが、今、数字がちょっと分かりにくいから、それでは話できないんですけども、私たちが討論するときの資料を送っ

てくださったインボイス制度解説の中でシルバー人材センターのこと書いてありますよね。シルバー人材センターの方々は、シルバーさんに払っている配分金が、仕入れ税額が控除できなくなるので、その分シルバー人材センターには、適格請求書なんか個人ができないから、納税業者になり得ないから、消費税の納税額をどうするかっていったら、それインボイスの請求書もらえないからシルバー人材センターが負担するしかないわけですよ。その金額が幾らになるかっていうのを国会で出されていたの、ここに書いてありますが、一シルバー人材センター当たり年間で1,500万の負担が増えるんじゃないか、こう言われてますよね。今、早々に火がついたような問題ならないのは、3年間は300万にしましょう、4年から6年目は750万だけれども、7年目以降は全額もらいますよっていうことを言ってるわけですね。

そしたらどうなのかといたら、どうなるかという、シルバー人材センターは税を負担するほかにお金がないわけですよ。今の人件費かって、いわゆる自治体を通じて出てますからね。この1,500万なかったら、シルバー人材センターがもうやめてしまうのか、この負担をどこかでするかになるわけですよ。そしたら、国会でそれを追及された人が、厚生労働省は、地方自治体に適正価格の設定を要請したというんですよ。これどういうこと言ってるかといったら、足りない分出してあげなさいよとってるんですよ。ということは、インボイス制度はこのシルバー人材の人にとってもそうだし、あらゆるところに影響かかってきて、結果として、それは地方自治体ないし民間で起こったら、その税負担はどこに行くかっていったら結局物を買う住民に行くわけですよ。これが増税になってくることだと思うんですよ。だから、シルバー人材センターのことがあんなに国会で問題になってるわけでしょう。その方々が、そしたらシルバー人材センターの方に聞いてみたらええと思うんですよ。近所におるおじいさんとかおばあさんに、あんた、インボイス制度導入して適格請求書を発行する業者になりますかって、誰もされないと思いますよ。そういうところを私たちは、住民にとってどうなのかということをしちっと見ながら意見を上げたりとか、町に働きかけたり国に働きかけたりするのが議会の仕事ではないかと私は思っているわけですよ。

それで、例えば審査するときに益税の問題とか複数税率を言ってきて、益税では払ってるものと払ってない者がいる。複数税率では8%、10%の中でややこしくなって、不正が起こるかも分からんという、この言い方は、政府が流している分断ですよ。インボイス制度はどういうものでって話ししに行かないで、もうけるもともうからんもんがあると、ちゃんと払ってるもの払ってないものがあるんだって言うんですけども、私たちが公平な立場で、この制度は本来はどういう役割を果たすもんかっていうことをしちっと見ながら意見を出していかなとい

けんというふうに思うわけですよ。

最後に、益税のことは話しされたんですけども、この複数税率が導入されたからインボイスだっていうのは、実際インボイス制度っていうのは、いわゆるヨーロッパ諸国の消費税の高いところで起こってるわけですよ、20%とか払ってるところは。なぜインボイス制度導入してるかというと、複数税率が日本みたいに2種類だけじゃなくもっとあるからなんですよ。5%、8%、12%、20%とありますよね。そういうところではもしかしたら必要になるかもしれませんが、日本で一番やりやすいのは、インボイス制度は複数税率をすることによって、このややこしい制度が出てくるんだから、避けたらいいんですよ。こんなとこに金使って、この導入することに当たるインフラとかその事業、物すごい金額かかるんですよ。となれば、今、言っているように、消費税を一律下げたら、別に複数税率にならんで済むやないですか。私は、少なくとも住民の暮らしを見とったら、それぐらいの判断をしながら今回のインボイス制度というのはやっぱり中止すべきだということをしていくのが住民の声にかなった議会の在り方ではないかと思うし、地方自治体への負担を避けるためにも、やはり声を上げていかんといけんというふうに思います。ぜひとも賛成してください。以上です。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 11番、細田です。今、るる賛成討論、反対討論をお聞きいたしまして、私、一生活困窮者町民としてびっくりいたしましたことがあります。今、言われた消費税インボイス、これ消費税やめなさいという陳情なら理屈が分かりますけども、今、賛成討論された二方、同僚議員ですが、商工会の会長さんと副会長さんでして、商工会がここにすごく力を入れて、町のそういう方々たち、免税事業者とか、フリーランスとか、シルバー人材センターについても、これに対して商工会が今後すごく力を入れるんだなと強く感じまして、このインボイス制度について、この商工会の力が、今後多大な力を発揮してもらわんと困るなと思います。

賛成討論の方の中で、全ての事業所がこれに関係することはないって言われました。そういう事業所もあるんだな。ということは、ある厳しい事業者守れることもあるのかなと感じました。これをこの機会に期待したいと思いますし、今、最初に言いました消費税が一番大きなネックになっておりますが、私たちも町内のいろんなことで、いろんな仕事を頼んだり買物したりしたときは必ず消費税を払っております。それが事業所の収入か所得か分かりませんが、昔は3,000万のそういう所得か収入があった人までは、この消費税払わなくてもよかった。それが今、2,000万に下がって、1,000万に下がって、今度は2023年とか4年、ゼロになると聞きました。私たちは、生活保護を受けた人も、そうでない人も、全ての町民はいろんななりわ

いで8%なり10%払ってます。それが、一事業者さんが、私んところは1,000万ってませんのでそれもらいます。最初からほんならその人たちから取らなきゃいいですよ。そのような矛盾を感じましたね。

今後は商工会が本当に力になってそういう人を守っていただき、私たち生活弱者の方がそういう厳しい中でも物を買うために、工事してもらうためにも消費税払ってます。消費税は国税です。きちっと納めていただきたいというのは本音です。物を買った益だけだなしに消費税までその人の収入になるというのはおかしいな。単純に考えておかしいですけども、これはもともと消費税の問題になりますので、これまた別の問題として、今回のインボイス制度、南部町の商工会の今後のますます、そういう人たち、免税事業者、フリーランス、シルバー人材センター等に力を貸していただきたいことをお願い申し上げまして、委員長の報告どおりこの陳情には反対いたします。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第3号、消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情を採決いたします。

委員長報告は不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。よって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第9 陳情第4号

○議長（景山 浩君） 日程第9、陳情第4号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、荊尾芳之君。

○民生教育常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 民生教育常任委員長、荊尾です。本委員会に付託をされました陳情第4号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情。

委員会で審議を行いました結果、全員一致で採択すべきと決しましたので、報告いたします。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、陳情第4号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

日程第10 陳情第5号

○議長（景山 浩君） 日程第10、陳情第5号、西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想の見直しを求める陳情を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、荊尾芳之君。

○民生教育常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 民生教育常任委員長、荊尾です。陳情第5号、西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想の見直しを求める陳情について審査を行いました。

審査の結果、賛成少数で不採択と決しました。

陳情可の理由でございますが、新プラ法についてもっと理解を深めてから慎重に考えるべき。ごみ発電計画についてもっと議論すべき。地元や環境問題を考える人たちが声を上げないといけない問題であるという点でございました。

否とする理由としましては、基本構想の見直しを行うのではなく、実施計画で見直しを行うべきである。補助金や交付金の見直しなど、まだ決定していないことが不確実な情報を基に出されているので、賛成することはできないというような理由が述べられました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤です。今回の不採択の理由として挙げられていること

が、新プラスチック法、正確にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、これがまだ確定していないので、補助金が分からない。だから現時点では採択するべきではないという意見と、もう一点、今回の、現時点、基本計画の段階では見直さなくて、実施段階で見直すべきだ。この2点が今、出てるんですけども、これ以外に反対の理由というのはなかったんでしょうか。

それと、不採択をされた方々は、皆さんこの2つの意見に賛成されたんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 民生教育常任委員長、荊尾芳之君。

○民生教育常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 民生教育常任委員長です。反対の理由を、主だったものを今、2点ほど述べましたが、さらに言えば、反対の理由としましては、陳情は南部町議会ではなくて西部広域行政管理組合のほうに提出すべきではないかという意見。

それから、各市町村の一般廃棄物基本計画の見直しが行われるとあるが、南部町から計画の見直しについての説明はまだない。町からまだ説明のない情報を基に可とすることはできないというような、さらに言えば反対理由として述べられました。

それから、ちょっと質問の内容がよく分からなかったんですけど、新プラ法ですね、令和4年4月1日に施行となりました。しかし、この法律によって、焼却施設を造る、例えば補助金でございしますが、今は2分の1補助ということで動いておりますが、これが3分の1になるのではないかということでこの陳情が出ておりますけど、まだここまで補助金の見直し等のことが確定していないということで、先ほど言った反対理由を述べられております。

それから、もう一点の、基本構想はもう既に決まっているので、基本構想のうち、今度、実施計画というのが当然定まってくるわけですので、まだまだその段階で、実施計画の段階でまだ議論できるのではないかと。なので、今できている基本構想を見直すということまで遡ることはないじゃないかということが反対の理由として挙げられました。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。質問1点するんです。私はこの中で、つまり新プラ法はできたのは、内容というのはやっぱり、今、自然環境をいかに守っていくかということが本旨だと思うんですよ。何かというと、プラスチックは燃やすとやっぱりCO₂が増えるということになるんで、それを減らすために新プラ法ができたんで、そのことについてやっぱり試験すべきだという具合に訴えてるんですけど、その点についてはどういう具合に議論がなったでしょうか。

○議長（景山 浩君） 民生教育常任委員長、荊尾芳之君。

○民生教育常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 民生教育常任委員長、荊尾です。委員会の中で、プラスチックを燃やしているということで、それが一般廃棄物の中でプラスチックを燃やしている割合というものと、それから産業廃棄物では、産業廃棄物を可燃処理してるところもあるんですが、そこでは結局発電ということが今、問題になってるわけですけども、プラスチックを燃やすことによって発電量を上げて、いわゆるリサイクルとかということが今、新プラ法ではちょっとそこがまだ不確定の部分があるんですが、議論になろうとしております。委員の中からそういう資料も提出いただきまして、審査を行いました。いわゆる発電という問題について、このプラスチックの量によって、ある程度のごみの量がないと発電という効果がないよということも出てきましたので、そういうことを審査した上で、今回のこの陳情については、先ほど言いましたが、まだ不確定の部分があるので、ここの分はちょっと採択できないという審議の結果でございます。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤です。まず、不採択に立たれた方の意見の中で、基本計画は決定しているので、実施計画の段階で見直すべきだっていうことが出てますけれども、今回、土地の取得、場所の選定に関しては今年度中に決まるようになってます。決まった時点で、場所の取得についてはどのくらいのスペースを取るかっていうことが一緒に決まるはずなんですけれども、今回、見直しの中には縮小っていうことが考え方として入ってます。この場合、今の時点で、実施段階ではなく、基本計画の段階で見直さなければ、取得する土地の大きさの決定ができないということがあると思います。

それと、もう一点、西部広域に対してこの陳情は出すべきであったってということだったんですけども、本来はそれぞれの自治体が西部広域に加盟しているっていう形を取っているんで、それぞれの自治体が自治体の中でそれぞれの意見を上げ、だから陳情に関してもそれぞれの自治体で採択、不採択をするものであって、これは直接西部広域持っていくような陳情、持っていてもいいんですけども、やはりそれぞれの自治体でも取り上げる内容の陳情であると思います。

それと、新プラ法案、これが確定していないので、それで今回補助金が2分の1になるか3分

の1になるかが、これが分からないというふうなことになってるんですけども、今回の法案の中、22年の4月1日から実施されることになってますけれども、これの中にはそれぞれの自治体のごみの減量に対して取り組むことっていうことが項目として確実に入ってます。今、南部町であれば、執行部のほうから説明がないから、これに対してその意見は、現時点でははっきり言うべきではないかといったような今の意味合いの節の不採択の意見だったと思うんですけども、今回とにかくこの新プラスチック法案の中には、確実に各自治体でごみの減量をするっていうのが法案の中で決まっていますので、これに関しては反対の不採択の理由にはならないと思います。

最後に、法案が確定でないので、補助金が2分の1になるか3分の1になるか、これは不確定だっていることになってますけれども、現状で世界的な潮流から見た場合、ごみを燃やして電気を使ってそれを発電するからエコだという考え方をやってるのは日本だけです。あと、世界的に見て、二酸化炭素の排出を2030年、もしくは2050年でゼロにするんだってというのが、これが世界的な流れになってます。今回、まだ補助金の中で2分の1か3分の1かなるか分からないということですけども、全体の世界的な流れの中ではCO₂を減らすっていうことで大きな潮流が出てます。

今日の新聞にも載ってると思うんですけども、日本は今回、5つある提案のうち1つしか乗れなかったってことがあります。日本は現在の時点で、世界のCO₂の排出については大きく乗り遅れています。今回、補助金を2分の1に減らして、ごみ発電をやめる、そういうふうにかじを切らなければならないところに来ていると私は思っています。補助金、今回2分の1になるか3分の1になるか分からないからっていうことになってるんですけども、私はなると思いますが、もしなった時点で皆さんはもう一度このことを考え直していただけるのでしょうか。

以上のことを述べまして、今回のこの西部広域の陳情、採択すべきと意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 7番、白川です。この基本構想の見直しを求める陳情を不採択にすべしという立場で討論をさせていただきます。

先ほどから新プラ法という法律の名前が出ていますけども、この法律は加藤議員がおっしゃるように、確かにごみの減量化、大きな減量目標を持って5年後、10年後を見据えて減らしていかなければいけないというものと、もともとこのプラごみを出すメーカー側にもプラスチックに

代わるものを作っけいきながらプラごみを減らしてくださいという、いわゆる二本立ての法律でございます。

そのような新プラ法ですが、この新プラ法によってごみの分別がさらに進んで、3 Rいわゆるリデュース、リユース、リサイクル、この3 Rが促進されること自体は、これは望ましいことでもあります。現在、10万人を超える都市、米子市などは、南部町と比べても可燃ごみの分別は遅れております。新プラ法によって可燃ごみ処理量が減り、リサイクル資源として再生されるならば、CO2の発生抑制につながり、地球温暖化の防止に資することと思ひます。

西部広域の現在の基本構想では、1日当たり可燃ごみ230トンから250トンを処理するという計画ですが、ごみの搬入量が減り、発電ユニットを持つ施設規模計画に変更があるとするならば、これは西部広域行政管理組合でしっかりと検討していただきたい。この陳情に目を通しましたけど、地球温暖化という難題と向き合ったとき、視野狭窄に陥ってはなりません。

イギリスで開催されたCOP26、昨年の秋でしたでしょうか、世界は日本など先進国に何を求めてきたのでしょうか。CO2を多く発生させているのはとりわけ先進国であります。30年ほど前、ドイツに視察に行かれた三鴨議員は、ごみの分別方法、または環境意識の高さ、環境教育の高さにびっくりされたとおっしゃっておられました。日本はこの分野で遅れを取っている環境後進国だということをお認ししなければなりません。

この陳情にはごみ発電を削除して見直すべきとありますが、分別した後どうしても出てくるごみについては、電気エネルギーに変換するサーマルリサイクルとして、今、化石燃料を使う発電所の負荷を減らさなければなりません。資源の乏しい我が国にとって、ありとあらゆる技術を駆使して、官民一体となって環境立国を目指していかなければなりません。そのような理由でこの陳情は不採択すべしと思ひます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。私は、委員長報告に反対して、この陳情5号ですか、これをぜひ採択して広域のほうへ出す、このことを申し上げるものであります。

先ほど委員長報告に賛成の方があったですけど、最後に言われたのは、やっぱり環境立国にならんといかんと言われたんです。しかし、この今、計画してるとこ、広域管理組合が。これ環境に、計画するのは熱発電をやるというんですよ、燃やして。それをやるというか、温度を上げるには、普通の生ごみとかそういうもん燃やしとっても、上がるどころかむしろ下がるような状況になるんです。ところが、それを、熱を効率上げようと思えば、プラスチックをたかんと発電

できないんですよ。

そういう状況で、これは私もいろいろ見ますと、国連では、今の気象状況が大変な状況になってると。だから、地球全体として環境を整えて、そして次の世代、その次、今後続く世代にすばらしい環境をつくっていかないと、以前も申し上げましたけども、海水の水位が上がって島も潰れるようなところになってくる。そうすると、地球上に人間が安心して暮らせないような環境をつくっては駄目なんだということだと思っんです。

私、見ますと、ここにあるんですけど、IPCCという組織なんですね、これが1988年に創立されたということなんです。それで、そのことはどこかという、パリ協定とかそういうものも、中にも十分含まれておるんですけども、そのIPCCというのはどういう組織なのかということもちょっと本で見ました。これをいいますと5つ含まれておりますね。まず一つは、66か国の200人以上の専門家が集まって研究し、そして執筆したということになっております。2つ目には、1万4,000もの論文を引用して、ここをぜひ、これをやろうということになったということ。3つ目には、3回にわたって審査をしたということですね。専門家からコメントをもらって提出して、それを基礎にやっているとということなんです。4番目に、7万8,000件のコメント全てを対応しようということで作られた組織だそうです。最後に、5番目になるんですけど、コメントを対応を十分、全て公開することによって作成されたこのIPCCという組織だそうです。これに基づいてやはり今、世界で環境を守ろうという声が上がっているのが状況なんです。地球温暖化に対しては大変な状況であるということは何度も何度も指摘されております。

その中で生まれたのが、世界でどんどん進んでる中、日本は後進国になってると、同僚議員がヨーロッパに行かれて感じられたそうですけども、日本もやっぱり化石燃料、いわゆるプラスチックでできたものを燃やすのはやめようということから、プラスチックゼロ、いわゆる地球環境の喫緊の課題であるということから、プラスチックのこの扱いの法律が決まったんです。

私は、ここを見ますと、今の広域がやろうとしてるのは、最も危険なプラスチックを燃やして発電をしようということなんですね。こんなばかなことをやるべきだないと思っんです。それでいろいろ広域の中の人に聞きますと、本当に分別収集やって、南部町なんかはプラごみなんかも全部分別してやってるんです。進んで積極的にやってるのは、南部町、それから日吉津村なんかは非常に積極的にやってるんですね。ところが、やった分も今、燃やしてるんですよ。大山町、そして日吉津村、境港も米子の今の施設で燃やしてるんです。せっかく分別したことも堂々と燃やしていく。これは恐らく広域がもしやって、新しく。1つになったら、南部町も一生懸命分け

てるんだけど、1か所で燃やすということになればやってしまうと思うんです。

一つは、ここにも指摘されてるんですけど、建設事業に係る国が出す補助金、これが2分の1、電気発電するところで、今やってるんだと。そうでないところは3分の1にしかならない。そんな理由で事を運んでいいでしょうか。

私は、本当に今、私らが住んでる年代は、それは30年、50年、100年も生きるわけだないですが、今後私たちの血のつながったのが、子供たちが住む環境をいかに大事にしてつくっていくかということのを第一に考えるべきでないでしょうか。本当に将来の子供たちを殺していいのか、そのことを指摘してこの陳情を採択すべきであるということのを主張するものであります。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井隆です。私は、陳情第5号、西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想の見直しを求める陳情に反対の立場で討論をさせていただきます。

西部広域行政管理組合において、令和14年度の供用開始を目標として西部圏域9市町村の広域的なごみ処理施設の整備構想が昨年の8月に策定されました。基本構想では、まず、西部圏域9市町村では、ごみ処理施設の老朽化や急激な人口の減少等により、ごみの減少が想定されています。また、国際的には気候変動対策の取組が重要であり、課題解決がこの中で検討されているところであります。

新しいごみ処理施設の整備に当たっては、ごみ処理の広域、そして集約化を図ることによって持続可能な適正処理を確保し、効率的なごみ減量化対策の実施や資源循環体制を構築するとともに、地球温暖化対策、災害時の防災拠点の整備を整えた先進施設の整備を目指して計画が進んでおります。

このたびの基本計画見直しを求める陳情では、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、先ほどから出ておりますプラスチック新法の施行に伴う基本構想の見直しが陳情の内容となっています。基本構想のこの内容を改めて読み直し、精査をしましたが、基本構想事項の中で、ごみ処理の現状と課題、広域処理に関わる処理対象物、目標値等の検討について、それぞれが新プラ法の施行に合わせた検討がなされております。その中から処理フローについて少し述べさせていただきます。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を鑑み、資源としてリサイクルが可能なごみの広域処理は、本基本構想においては構成市町村の現行の分別区分としていますが、国のプラ

スチック資源循環の動向等を踏まえた分別統一や新たな分別区分について、今後改めて構成市町村と検討する必要があるというふうに書いてあります。

また、ごみ発電の計画を削除しろという文言もありました。基本構想では地域への貢献という中にこういったことが盛り込まれておりました。ごみ焼却時の余熱を利用して効率の高い発電を行うことなど、ごみの持つ熱エネルギーを最大限に利用し、地球温暖化防止に寄与する。加えて、余熱を温水として地域還元施設で活用するなど、地域の発展に寄与する。停電時の施設起動を可能とする非常用発電設備の設置や想定される災害に対し、地域の防災拠点として位置づけをする、そのようにうたってあります。

熱エネルギーを回収することは必要です。焼却をすれば必ず二酸化炭素、CO₂が発生します。それをいかに利用して熱交換をしていくのか、再利用していくということが非常に今では必要なものだと思っています。今後10年後の供用開始を目標として国の政策も変わることも今後ともあると思われませんが、状況に沿った対応は必ずされていくということは間違いないというふうに思っております。

以上の点をもって陳情第5号に対する反対の討論といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の陳情は採択したいというふうに思っております。

CO₂問題、それからごみ問題もありますが、市町村では、やはり環境問題ではこの問題が大きいのだろうというふうに思っています。例えばCO₂を排出をもうやめようと、削減しようというのはこの新プラ法だけではなくて、いわゆる温暖化防止の計画を各市町村が立てるとかでも、国はそういう意味ではかじを取りつつあるところだというふうに思うんですよ。

以前に西部広域の方と話したときに2つ印象的だったのは、一つは、そんなにごみの発電のこと言うけれども、CO₂排出とすれば、地方自治体のごみ焼却から出るCO₂というのは微々たるものですよと言ったことが一つ。なるほど、このCO₂排出の大きな理由の65%以上が、いわゆる火力発電とか重工業関係ですよ、金属か。そういう意味でいえば、地方自治体がこのCO₂に取り組んでいくというときには、何よりも国全体を下ろそうと思えば、まずそういう大きなところが動かないといけないというのは私たちも理解、これは賛成、反対も理解できると思うんですよ。

そしたら、CO₂の削減問題で地方自治体が何ができるかといったら、温暖化防止計画に書いてある2つしかないんですよ。いわゆる省エネでどんどんどん使う量減らしていくか、再

生エネルギーを増やしていく、この2つしか地方自治体の努力というのはなかなか難しいとは、それは私たちも思っているところです。それで、その中でやはりCO₂を自ら出しているクリーンセンターを持っていたりするところでの減量化計画や分別が必要になってくるだろうというふうに考えたんですよ。

もう一つ、西部広域の方が言われたのは、法律が変わったらこの計画も変わります。はっきり言ったんですよ。理由は何かと、補助金ですって言いました。2分の1が3分の1に変わるといふことになれば内容はおのずと変わると思いますがってということ言ったときに、やはりこういう問題というのはお金のかかる問題だから、国からの補助金制度によって動かされてるなど。ということ裏返してみれば、国の補助金制度がごみ発電を誘導しているということなんだなということもその話合いの中で分かったことです。

例えば今、白川議員がおっしゃってた、本当に3RをしてCO₂をなくしていかんといけないという点でいえば、今、世界が1.5度を引き下げようということについて、2030年までの目標が46%の削減計画持つということですけども、日本はまだ遅れとって41.6%だという数字が出ています。それで、白川議員が最初言われた、もっともっと先進国がいっぱいごみ出してんねんからと言ってることといえば、国際環境シンクタンクというところは、日本を含めたいわゆる先進国はこの比率を60%にまで上げないと1.5度は達成せんと言ってるんです。

そういうことでは、今の新プラ法でやっても国際的に日本が果たせるかというような内容はまだまだ持っていないというところだと思んですけども、この新プラ法ができた一番は、先ほども言っておられましたけども、政府が今までプラスチックって容器リサイクル法で軟プラしか言ってなかったのが、プラスチック全体を含めて法律に上げて、これを分別するのだと言ったということが一番大きな今回の法律ですよ。抜けるとこもいっぱいあって、自治体でそれ扱うんですよ。自治体は今まで硬プラ、軟プラは容器リサイクルするけど、硬プラについて一言も触れてなかったんですけども、それもやりなさいと言ってきたんですけども、お金がついてないんですよ、今。だから自治体としてもなかなか計画立てにくいということも分かるんですが、本当にうちの町が、いわゆるCO₂の実質ゼロ発言をしているし、広報なんぶを見てもこのごみ問題でCO₂何するかって、家庭から排出される二酸化炭素の量、可燃ごみを減らしましょうと言ってるんですよ。これしか、一番気をつけるのはそこだと思んですよ。だとすれば、このごみ計画の今度行ってるところが西部広域でやることも、市町村計画でどうなのかということを見ていかんといけんと思んですよ。

プラスチックごみを燃やすっていうことは、電気をあややって有効利用だって言いますが、

今、騒がれてませんけども、やっぱりダイオキシンは出ている。適切に施設で処理されてるって、ダイオキシンだけでなく重金属、いろんな化学物質、環境ホルモンの関係でプラスチックは燃やさないほうが良いというのは、これはみんな思ってることなんですよね。今、仕方なしに燃やしてると思うんで、その立場もやっぱり堅持すべきやというふうに私は思うんですよ。

それで、もう一つ委員会で話してるときに、今の法律はそういっても補助金が出るかどうか、減るかどうか分からへんと。本当にごみ焼却がいけんって言ってるのか分からんという意見があったもんですから、こういう声を紹介しておきます。いわゆる小泉前環境大臣、辞めたんですけど、これは引き継いでるんですね、今。

小泉前環境大臣は、時々この熱回収のことをリサイクルと言う人がいる。我々はそういうことを言いません。これリサイクルじゃないです。燃やすよりもちゃんと分別回収をやっていただいたほうがCO₂削減効果も3倍あります。よくもともと油入れちゃうんだからプラ入れたほうが燃えるんだみたいなことを言う人はいますが、そんなことはありません。なので、自治体の関係者の皆さんにも、我々は立つところはどこかといったら、最初に燃やすこと考えていません。まず燃やさないで、本当に最終的にリデュース、リユース、リサイクルの順番に行った上で、なお難しい場合が熱回収なんですと、この順番をしっかりと説明してまいりたいと思います。これが21年の6月に参議院の国会環境委員会で大臣のときにしゃべってるわけですね。これは当時どう書かれたかという、エネルギー回収からプラ資源回収の転換になったって言われたんですよ。だから大臣の発言も重かったんですけども、どうしてかあんまり重視はされなかった。その後、替わりますよね、大臣が。ここが今の国の動向が経済産業省と環境省がせめぎ合ってるのだなということもうかがい取れたところです。

次に、これはまた環境省なんですけど、どういうこと言ってるかという、2050年カーボンニュートラルということを考えると、自治体の焼却炉で石油から作ったプラを今と同じように燃やし続ける。たとえ熱回収をすとしても燃やし続けることはできないということ。そのためにはリサイクルをするシステムをつくり上げることが大事。そのために自治体が乗っていきやすいようなリサイクルルートを整備する。併せてプラ製品の事業者の自主回収を進めていきたい。これは衆議院の環境委員会でまた21年、述べてるわけですよ。

こういうことが背景にこの新プラ法ができたときに、確かに私たちから見ても何で最後に仕方がないときは熱回収って書くの残って残って、歯がゆい感じもするんですけども、明らかにかじを取ってるのは事実なんです。なぜかという、国際社会が承知しないからですよ。そうなれば目に見えてるのは、プラスチックがもう減るだろうということはもう目に見えて

ると思いませんか。それを紹介したいと思うんですよ。

それでもう一つ、委員会で資料出ささせていただきましたのは、ああ、なるほどと私思った資料がありましたのは、プラスチックのマテリアルフローというのが、これは一般団体のプラスチック循環利用協会が出してるんですけども、1年間で廃プラスチックが約800万トン出るうちに、一般廃棄物と産業系廃棄物分けたら約半々の400万トンだそうです。そのうち、一般廃棄物というのは自治体が扱う分ですよ。400万トンのうち、正確には410万トンのうち、いろんな再生利用とか、いろんなガス化とかいっぱいあるんですけど、発電焼却しているのが205万トンという、自治体から出る一般ごみは半分が発電しているというんですよ。

もう一つ、産業廃棄物も413万トンあるんですけども、ここでも産業系ってというのは事業者がやる分ですね、大きな事業やるところが、産業系廃棄物が発電どれだけしてるかといったら46万トンですよ。約1割。この差は何かというと、これも明確に書かれてるんですね。どうかというと、プラごみの焼却処理は焼却炉の建設費用が莫大な上に、高温処理のために炉が傷みやすく、炉の修繕、管理費、電気代を含めたランニングコストが膨大になります。その点、国や自治体の税金で焼却炉を建設し、運営費も公的資金で賄える一廃の場合は有利であり、公的支援が少ない産廃業者にとっては不利ですって書いてあるんですよ。ということは、もうけを追求する産業廃棄物の業者の人たちはごみ発電を不効率だから選んでいないということなんですよ。それがどうして、一般廃棄物の自治体がするところが、それが増えてくるのか、ここですよ。私は、ここに無駄遣いの一つがあるのではないかというふうに思っているし、全国的にもそういうふうに評価されてるとこじゃないと思うんですよ。

私たちの言葉では通じませんから、これも環境省がこう言っています、これは21年6月にね。今回の法案の措置により中間処理施設を縮小したり、あるいはその施設も設置も不要にできる場合があるので、設備コスト、立地の制約が緩和され、様々な効率化が可能。分別収集によって焼却廃棄物量が減る。確かに売電収入の減少ということで収入減にはなりますが、一方では、長期的には焼却炉のサイズを抑えることが可能になるので、ごみ処理全体の費用の効率化を図ることにつながると考える。ということはもう認めてるんですよ、ごみが減って焼却炉を少なくすると、小さくすると。これらを踏まえ、環境省としてはプラの資源回収を進めるべきと思っているので、法案の仕組みに合わせて前向きに分別収集、リサイクルに取り組む自治体をしっかりと応援していく、こういうふうに言っています。

そやから、どうか分かんと言いますが、新プラ法ではもう必ずごみの量が少なくなってくるし、プラスチックは燃やさない方向に行かざるを得ない。もしかしたら今回は皆さん反対やって

いうけど、私たちは法律を守りましょうって、法律に基づいた計画を立てましょうって言うのに何で反対するのかなというのがよく分かんのです。そうでしょう。（「分かった、はい」と呼ぶ者あり）よく分かった。そういうことだと思っんですよ。そういう意味でいえば、町も新プラ法を勉強せんといけんと思っ。必ず燃やすごみが減る、燃やすごみが減って補助制度も変わったら、計画自体が、この広域化の大本はごみ発電をするために超大型焼却炉を入れるということですが、ここが根本から変わってくるということなんですよ。そうなれば、どういう方法が財政的に環境保全性からいっていいのかということをお町独自で考えて、私は焼却炉をなくせとか言いませんけども、少なくとも現状で今あるものを有効に使いながらいくことが一番財政的にも、環境保全性にも確かなのではないか。

もう一つ付け加えさせて言わせてもらえたら、もし広域化になればこの焼却炉どうなるのか、書いてありましたよね。焼却炉は解体するのに1億6,000万ぐらいかかる、そうでしたね。ただ、中間施設とかごみ置場に仮にするというふうになれば補助金が出ますよ。どう説明したかということ、例えば日野から来る車が4トンで来て、ここに一時置いといて、10トン車が出ていくというようなこと言いましたけども、こんなことをしたらお金かかると思ったら案の定、西部広域はそれを置かないと言ってるんですね。とすれば、この解体費用も町が負担しないといけなくなってくる。

何回も言いますが、建設費用だけ見たら今の2か町でやってる分を全面建て替えても、米子市と一緒にするより建設費は安いということは、西部広域の資料で議員全員が知っていることです。運搬費用も安くなることもよく分かっていることです。あと、維持管理費で問題になってくるのがこの電気発電の収入なんですよ。とすれば、電気発電をしなくなればおのずと計画全体が変わってくる。そういうことを考えた場合、少なくとも私はこれができるまでもう少し検討しようではないかということがあってもいいのではないかというふうに思っております。お隣の伯耆町では、継続審査として勉強するという姿勢を議会全体として出したというふうに聞こえてきました。

意見の違いをここでとやかく言うわけではありませんけれども、聞いておりましたら、今後どうなるか分かんということは一致してると思っしますので、しっかりと自分とこの町のごみ行政とCO₂を削減させていくために私たちがしっかりと考えんといけんと思っ。そのための大きな課題が、今度の計画に対してどうするかという判断が町と議会にも求められていると考えていっます。そういう立場から私は見直すべきだということで、この陳情採択すべきだという意見です。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第5号、西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想の見直しを求める陳情を採決いたします。

委員長報告は不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

ここで休憩を行います。再開は10時45分といたします。

午前10時32分休憩

午前10時45分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第11 発議案第5号

○議長（景山 浩君） 日程第11、発議案第5号、地方行政調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者である議会運営委員会委員長、三鴨義文君から提出理由の説明を求めます。

議会運営委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長（三鴨 義文君） 議会運営委員長、三鴨でございます。お手元にあります提案をいたします。

発議案第5号

地方行政調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和4年6月21日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三 鴨 義 文

南部町議会議長 景 山 浩 様

——もう一枚、別紙のほうを朗読いたします。

別紙

地方行政調査特別委員会の設置について

本町議会は町行政推進の資料を得るため、地方自治法第109条及び南部町議会委員会条例第6条の規定により地方行政調査特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中に調査を行うものとする。

記

1. 委員会の構成

総務経済常任委員・民生教育常任委員全員

2. 調査事件

調査地、調査期間、経費及び調査方法

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第5号、地方行政調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました地方行政調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名いたします。

委員は、全議員14名を指名したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、全議員の14名を地方行政調査特別委

員会委員に選任することに決定しました。

それでは、ただいま選任されました特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

ただいま地方行政調査特別委員会から互選の結果について報告がありましたので、これを発表いたします。

地方行政調査特別委員長、滝山克己君、同副委員長、荊尾芳之君。以上で結果報告を終わります。

日程第12 発議案第6号

○議長（景山 浩君） 日程第12、発議案第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者である総務経済常任委員会委員長、滝山克己君から提出理由の説明を求めます。

総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長、滝山でございます。

発議案第6号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和4年6月21日 提出

提出者 南部町議会総務経済常任委員会委員長 滝山 克己
南部町議会議長 景山 浩 様

別紙は副委員長が朗読し、案にいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 総務経済常任委員会副委員長、塚田光雄君。

○総務経済常任委員会副委員長（塚田 光雄君） 総務経済常任委員会副委員長の塚田です。では、別紙のほうを朗読させていただきます。

別紙

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつある。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られている。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求める。

記

1. 社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化にむけた取り組みや、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保、感染症対応業務のみに限定しない、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえ、十分な財源措置をはかること。また、コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については2022年度をもって終了するとともに、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討するこ

と。

5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については持続可能な地域社会の維持・発展にむけて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。
6. 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
8. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化にむけ、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。
9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。
10. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・厚生労働大臣・内閣府特命担当大臣（地方創生担当）・内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

.....
以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第13 発議案第7号

○議長（景山 浩君） 日程第13、発議案第7号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を議題といたします。

提出者である民生教育常任委員会委員長、荊尾芳之君から提出理由の説明を求めます。

民生教育常任委員長、荊尾芳之君。

○民生教育常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 民生教育常任委員長、荊尾です。

.....
発議案第7号

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和4年6月21日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員会委員長 荊尾 芳之
南部町議会議長 景山 浩様

.....
別紙については、副委員長が読み上げて提案をいたします。

○議長（景山 浩君） 民生教育常任委員会副委員長、白川立真君。

○民生教育常任委員会副委員長（白川 立真君） それでは、読み上げます。

.....
別紙

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書（案）

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要だ。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要で

ある。

萩生田前文部科学大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及している。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。また新型コロナウイルス感染症対策にともない新たな業務も発生している。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実施するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・文部科学大臣

.....

以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第7号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第14 発議案第8号

○議長（景山 浩君） 日程第14、発議案第8号、軍事費増大をやめ、平和とくらしを守る外交を求める意見書を議題といたします。

提出者である真壁容子君から趣旨説明を求めます。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 発議案第8号です。よろしくお願いいたします。

.....

軍事費増大をやめ、平和とくらしを守る外交を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年6月21日 提出

提出者	南部町議会議員	真壁容子
同	同	亀尾共三
同	同	加藤学

南部町議会議長 景山 浩 様

.....

——別紙を読み上げて提案に代えたいと思います。

.....

別紙

軍事費増大をやめ、平和とくらしを守る外交を求める意見書（案）

ロシアのウクライナ侵略の危機に乗じて、「力対力」で戦争への危険な道を進むのか、外交による平和をつくりだすのか、日本は重大な岐路に立っている。

岸田政権は、これまでの政権が大原則としてきた「専守防衛」を放棄して、「敵基地攻撃能力

（反撃能力）」を保有し、軍事費を「GDP比2%以上」、5兆円以上も増やす大軍拡を進めようとしている。

政府はこれまで、「敵基地攻撃能力」は集団的自衛権の行使の際にも使えるとの見解を明らかにしている。日本が攻撃されていないのに、米軍が軍事行動をはじめたら、自衛隊が米軍と一体になって、相手国に「敵基地攻撃能力」を使って攻め込み、「指揮統制機能等」という国家中枢まで攻撃するということだ。これでは、相手国の大規模な報復を呼び、全面戦争となり、日本に戦火を呼び込むことになる。ここに日本が直面する最大の現実的な危険がある。これらはこれまで歴代政権が掲げてきた「専守防衛」の大原則を投げ捨てるものであり、これでは戦争への危険な道を突き進むことになる。

また、軍事費を「5年以内にGDP比2%以上」、現在の2倍となる年間11兆円以上にしているが、これでは世界第3位の軍事大国になってしまう。その財源をどうするかについて政府は一言も触れていないが、消費税の大増税か、社会保障費や教育費などの大削減をもたらすのは明らかだ。今、コロナ禍、ロシアのウクライナ侵略等での物価高騰、年金引き下げ等で、国民の暮らしを応援する政治が緊急に求められているときに、平和だけでなく、暮らしを壊す軍事費増は行うべきではない。

政治の役割は、戦争を起こさせないための外交に知恵と力をつくすことだ。今ASEAN（東南アジア諸国連合）10か国は、日米中を含む8か国を加え、アジア地域を「紛争の平和的解決、武力行使と威嚇の放棄」を原則に「対抗でなく対話と協力の地域」にし、ゆくゆくは東アジア規模の友好協力条約を展望しようという壮大な構想である「ASEANインド太平洋構想」を明らかにしている。軍事ブロックのように仮想敵を設ける排他的な枠組みではなく、地域のすべての国を包み込む包括的な枠組みをつくろうと動いている。政府においては、「力対力」に陥る軍事同盟の強化ではなく、地域のすべての国を包括した平和の枠組みをつくるための平和外交をアジア諸国と進めていくことを強く求める。

さらに、今「核大国」の指導者が核兵器の先制使用を公言し、世界を核で脅迫するという、断じて許されない事態が起こっているもとの「核には核」の声が上がっているが、これでは核兵器の使用を前提とした、「核抑止」の強化にはほかならない。今回の「先制使用発言」から人類が学ぶべきことは、核兵器は人間に絶対持たせてはならない「絶対悪」の兵器ということだ。核兵器の使用を止め、核戦争への恐怖をなくす唯一の方法は全世界から核兵器を緊急に廃絶するしかない。戦争被爆国日本の核兵器禁止条約への参加が、核戦争の危険をなくしていく国際的な世論形成への大きな力になるのは疑いない。

ロシアのウクライナ侵略から3か月が過ぎたが終結の目途がたっていない。多くの無辜の市民の犠牲が連日報道されている。いま大事なのは、国際世論によるロシア包囲である。国連では圧倒的多数の国の参加で「ロシアは侵略をやめよ」「国連憲章を守れ」と決議をあげている。この一点で世界が団結して動くことが求められているが、軍事同盟加盟の諸大国は、「力対力」の軍事ブロック対応を行っている。これでは、戦争を拡大し、新たな危険をもたらしかねない。日本政府は世界を二分する軍事ブロック的対応ではなく、「ロシアは侵略やめろ」「国連憲章を守れ」の一点で世界の政府と協力する立場での外交努力を行うべきである。

政府においては、下記の項目について取り組まれるよう、強く求める。

記

1. 平和とくらしを壊す軍事費2倍化はやめること。
2. 核兵器禁止条約を批准、参加すること。
3. 軍事ブロック的対応ではなく、「ロシアは侵略やめろ」「国連憲章を守れ」の一点で世界の政府と団結する立場での外交努力をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、外務大臣、防衛大臣

.....

以上です。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 軍事費の関係の質問させていただきます。

私も不勉強でして、教えていただきたいんですが、まず、表のほうの中ほどに「また」から始まって「軍事費を「5年以内にGDP比2%以上」、現在の2倍となる年間11兆円以上にする」とあるが」とありますが、このことは我が国で言う軍事費っていうものの予算がないと思っておりますが、それを2倍にする、11兆円にするというのは、いつ、どなたの発言なんでしょうか。

それと、裏の面の「軍事ブロック的対応ではなく」というふうにあります。本文のほうでは「日本政府は世界を二分する軍事ブロック的対応ではなく」とありますが、この軍事ブロック的

対応というのはどういう動きのことを描いておられるのかちょっと教えてください。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 質問いただきました。論議を深める上でありがたいと思っております。

我が国の軍事費をGDP比2%以上、現在の2倍となる年間11兆円にするということは、今、軍事費はないのではないかと。この軍事費は、言うには、おっしゃりたいの、防衛費ではないかと言いたいと思うんですよね。防衛費と書いたほうが中身が明らかになってよかったかも分らん。日本は防衛費なんですよね。防衛費でよそに付け込んでいこうとしている、敵基地攻撃能力を持とうとしている。中身は軍事費だというふうに、私たちは同じだと捉えています。この表現することが、一部のものだけの表現ではなくって、今の防衛費を軍事費といっても首をかしげる人は少ないのではないかとこのように思っております。軍事費を防衛費に直したら賛同できるというのであれば考えます。

2つ目の我が国の軍事ブロック……（発言する者あり）誰が言ってるかですね。すみません、誰が言ってるかって、これは、一つは、今回、参議院選挙で自民党が公約の中身として出してきました。高市さんという方かな、あの方が記者会見してしゃべってたの御存じだと思うんですが、5年以内にGDPを2%以上にすると。現在は超えて、去年でしたっけ、今年かな、初めて5兆円を超えたと言われましたよね。5兆5,000億円の約2倍の11兆円にすると。加えて、中身を説明するとなぜ2倍になるかということ、今までは専守防衛が大原則で、防衛のための武器しか日本は持っていないと。ところが、敵基地攻撃能力、反撃能力になれば、よその国を、遠い国を攻撃するような武器を持っていないので、大量に購入したいということで、5年間をかけて2%以上に持っていくと、こういうふうに話しておられました。それと、これは一番最近の自民党が公約にしてきたということですが、国会等でもこの展開は出されておりました。

2つ目の軍事ブロックとは何を言うのかということですが、今、ここに書いてあるロシアの侵略に対して多くの国が侵略戦争やめろ、国連憲章守れといって140を超える国が国連決議を上げました。一方で、よくこういうこと言っておりませんか。専制国家対民主国家の対決だといったら、専制国家というのは日本でいえばロシア、中国、北朝鮮、これを表している言い方をしているわけですね。一方で、民主国家というのはアメリカをはじめヨーロッパ、日本、よく考えると冷戦体制を引き継いでいる内容で、世界中が軍事同盟をつくって2つに割れているというようなのがこの二分するという言い方です。

今、軍事同盟に参加している国のほうが世界で見れば少ないのですが、例えば片側の民主的と

言われている国ではNATOですね、16か国入っているNATOでしたね。NATOをはじめ、日本とアメリカ、韓国とアメリカですね、それとかアメリカと台湾でしたね、そういうのが含まれています。そことどう対応してるかという、その軍事ブロックというのは、考え方は日本でもそうですけども、仮想敵をつくって、相手が攻めてくるから防衛力を強化しようとお互いが思っている。これは長いこと私たちも日本におりますから、アメリカと日米同盟を組むの当たり前だと思ってるかもしれませんが、実は世界的に見ればこういう軍事同盟じゃなくて、軍事同盟じゃない友好協力協定を結ぼうというところで動いてるところも中南米やアジアなんかではあるわけですよ。この軍事ブロック対応というのは、特にロシアでいえば、ロシアの6か国を含む軍事同盟組んでいる仲間に対して、もう一方は今、NATOに加盟していないんだけど、ウクライナがNATOに加盟するかどうかで、ここでせめぎ合っている。私たちは、一番の今回の責任は国連憲章や人道法を無視したロシアにあって、即刻ロシアに侵略戦争やめろと、ウクライナから出て行けと言わないといけないんですけども、この大本には、背景には、対立した軍事同盟の対立があるというふうに考えるほうが妥当だというふうに思っています。何かというとロシアの組んでいる軍事同盟対NATO諸国ですね、そこの2つがあります。

私たちが言いたいのは、一つこういう例がありました。ロシアに行ってマクロン大統領がもう侵略はやめようと、お互いにこういうことをすれば専制国家と言われちゃうから言ったら、お互い民主的な立場では、これがロシアの民主主義だ。ですよ。もう一つ。中国がこの間、アメリカと話したのかな。そのときも中国に、中国の海洋での問題で行き過ぎたことやめましよう、民主的な国家を目指ましようって、中国はこれが中国の民主主義だ、こう言ったわけですよ。こういう民主主義か専制かという価値観の違いで分けていってたらいつまでたっても対立は収まらない。だから、こういう価値観の違いではなく、侵略戦争いけん、国連憲章が定めた国連憲章の立場で一致しようと言っているのがこの私たち、この言い分ですということです。国連憲章だったら、中国の国連憲章、ロシアの国連憲章もないですから、一つで自分から先に攻めたらいけないということを守りましようという内容です。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） この意見書を採択すべきでないという立場で討論させていただきます。

最後のこの意見書の記の3番のところの「ロシアは侵略やめろ」「国連憲章を守れ」という部分では、ここの部分については賛同できるものですが、全体的な部分では採択はできないだろうというふうに討論をしております。今回は討論を聞いてから表決をしたいという議員さんもおられますので、丁寧に討論をしていきたいと思っております。

まず、今年の国のほうによる通常国会も先ほど閉幕し、約60本近くの法律が立案、改正され、十数本が修正をされております。法律は時代を映す鏡と言われ、その時代のニーズ、未来を見据えた国の形などを的確に捉えたものでなければなりません。近年、周辺の安全保障環境が厳しさを増していると言われておりますが、安全保障に関わる法律はどれほど見直しがされているんでしょう。

ここで石破茂の著書から一部を引用してみたい。「防衛や安全保障は票にならない。腫れ物には触るな。票にならないので触れずにおこう、考えずにおこう。私たちはこの課題に目を背けてきたのではないか。2011年の東日本大震災、当時の民主党政権は、あれは想定外だった。これも想定外だった。」彼はこう言っています。本当に想定外だったのか。安全保障に関わる有事が発生したとき、想定外で済むのか。周辺の安全保障環境、先ほどもありましたが、中国、ロシア、北朝鮮がかつてないほど緊張状態にある。最悪の事態に陥ったとき、我々政治家は想定外では済まされない。私たちは備えなければならない。では、備えるとは具体的に何をどのように、どれくらいの規模で整備しなくてはいけないんでしょう。

2月24日の軍事侵攻は、戦争を知らない世代にとってあまりにもリアルでショッキングなものでした。NATO加盟を叫ぶゼレンスキー大統領に対し、プーチンは、ウクライナはロシアと一体のものだ、ネオナチからロシア民族を解放するというエゴイズムの主張を繰り返し、国連憲章にある侵略ではない、ロシア民族解放のための自衛戦闘だと主張している。

皆さんに伺ってみたい。プーチンというエゴイストにそもそも話が通じるのでしょうか。私たちの隣にはロシアだけでなく、中国や北朝鮮という独裁国家が存在し、舌なめずりをしております。さらに、バイデンは、核を持つ大国とは戦わない。第三次世界大戦になるからだとはっきり明言をしております。20年前とは全く異なった東アジア情勢の中で日本が備えなければならないものは何、それは強力な抑止力であります。

少し振り返ってみたい。我が国の安全保障において大きなターニングポイントになった時期がありました。2013年、当時のオバマ大統領の発言です。アメリカはもう世界の警察ではない。

この発言は我が国のみならず、世界中に衝撃を与えました。これまでの日米安保とこれからの日米安保は、何がどう違うのか。

子供さんでも分かるように少しサッカーを例に挙げてみたい。しかし、前提として我が国が武力攻撃を受け、国民の生命が根底から覆されるという事態を想定していきます。まず、これまでは敵と対戦するときのフォーメーションは、日米混合チームとして日本はゴールを守るゴールキーパーとゴール前を守るディフェンダーのポジションであります。チーム全体をコントロールするキャプテンは当然アメリカであり、敵に痛烈なシュートを放つストライカーもアメリカです。

では、これからはどうか。キャプテンはアメリカであることに変わりはありませんが、我が国もシュートを放つストライカーを出すことを求められています。悲しいことですが、アメリカのプレゼンスはどんどん小さくなっているんです。もしシュートを放つストライカーが空白になれば敵になめられ、好きなようになぶりものにされるでしょう。反撃能力そのものが強力な抑止力につながります。主権国家として安全保障に1ミリの隙をつくることはできません。

この意見書には、戦争を起こさせないためには外交に力を尽くすことだとあります。そもそも外交とは、相手を生かすことで自国の利益に結びつけ、相手を生かすことで自国を生かすという高度な政治バランスが求められます。そして、その背景には強力な抑止力が存在します。GDP比2%が適当かどうかははかりかねますが、強力な反撃能力を有することは我が国の利益に資する抑止力になります。

さらに付け加えれば、アメリカというお母さんの庇護の下、いまだ成人式を迎えることができない我が国にとってこの試練を乗り越えることは、アメリカに対する、物が言える真の独立国に近づくことになります。2月24日は、我が国が東アジアのガーディアンを目指し、立ち上がった独立記念日として我が国の歴史に刻まれるでしょう。このような意見をもって反対をしたいと思います。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤です。まず、根本的な考え方が違うところが1点あります。賛成の立場から発言させていただきます。

根本的に考え方がどうしてもかみ合わない点があります。一つは、外交問題の考え方です。外交問題で片づけること、そのためには、白川議員のほうは抑止力としての攻撃能力もしくは能力がないと外交が組めない、こういうふうな発言だったのですが、これは結局、東西冷戦時代のアメリカとソビエトの関係と同じような形になってしまうと思います。つまり、片方が軍事力を倍

にすれば、もう片方の国がやはり軍事力をまた倍にする。その結果、果てしない軍事力の拡大競争になってしまう。これが東西冷戦だったアメリカとロシアの間で行われてきたことです。今回、白川議員が言われた外交の問題のバックとして軍事力もしくは力が必要だということに関しては、まずこの点で否定させていただきます。

それと、もう一点、安全保障の問題です。これ安全保障の問題では、白川議員のほうの言われたところは、あくまでも安全保障に関する法律は見直されていないので、それで安全保障に関しては今までずっと見直されていなかった。また、政治家としては、安全保障の問題に関してはもし何か想定外が起こったら想定外で済ますことはできない。そのためにはそれに対応するだけの軍備もしくは装備、そういったものを持たなければならないという意味の発言だったと思うんですけども、この部分に関しても私は先ほど申し上げたとおり、軍事力と軍事力の対立は果てなく拡大競争になってしまいます。これに関しては結局、軍事力対軍事力の限りなく拡大競争に陥ってしまう可能性があるので、これは絶対するべきではない、こういう立場にあります。（サイレン吹鳴）

あともう一点、白川議員のほうで軍事費の問題について、これ具体的に白川議員のほうは現在の予算と、それから多分これから、今、提案で出ている2倍の問題、これが適当な数字かどうか、これに対しては判断できないっていう、多分そういった意味合いの発言だったんだろうと思いますけれども、現在日本がGDPの2倍にしたいっていう発言がある。その一方で、現在ヨーロッパ、国々は、幾つかの国がやっぱりGDPの2倍相当に拡大するんだっていうふうな発言をします。しかしながら、ここで日本と今、別の国で言ってる2%で大きな隔たりがあります。それは国力、経済力の問題です。日本の場合、リーマンショック以降、リーマンショック前の時点の経済力に戻っていません。特に賃金が上がっていないこと、それからそれが原因で消費経済そのものが元に戻っていない、この2点があります。それとあと、社会保障費の分に関しても日本とヨーロッパの国では開きがあります。この点から考えて、現在、日本がGDPの2倍にするっていう考え方と、ヨーロッパのほうで考えてるGDPの2倍っていうことには大きな開きがあると考えられます。

ひとまずそういった理由から、今回の発議案は採択するべきだとする意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井隆です。私は、共産党議員団の発議第8号、軍事費

増大をやめ、平和とくらしを守る外交を求めるといった意見書に反対の立場で討論をいたします。

まず最初に、先ほど三鴨議員のほうから質疑でありました。意見書の冒頭では軍事費増大というふうに表示がしてありますが、国家予算には軍事費なんていう項目はありません。防衛費増大が正当な表現です。かといってこれを賛成するわけにもまたいきませんが、防衛費とは国を守るために使われる予算、つまりここで軍事力というのが出てきます。

なぜ今回防衛費を増強することになったのか。これは今年の2月24日、ロシアのウクライナへの侵攻によって新しい軍国主義が始まり、世界が変わったと言われています。今なお侵攻による戦闘が続き、ウクライナの子供たちを含む一般国民が巻き添えとなり、多数の犠牲者が出ていることは皆さん御承知のとおりだというふうに思います。帝国主義を願望するロシアに対し、怒りに身が震える思いです。戦争の仕掛け人、ロシアは我が国の隣国であり、また近くには中国、北朝鮮もあり、この3国は全て核保有国でもあります。

意見書では、政治の役割は戦争を起こさないための外交に知恵と力を尽くすことだとあります。これはごもっともな意見だというふうに思います。しかし、そう思ってもロシアのように容赦なく仕掛けられたとき、知恵だけでは国民の平和と暮らしを守ることはできないだろうというふうに思います。

明日公示される参議院選挙、自民党のマニフェストでは、周辺国の軍事増強や一方的な現状変更の試みを許すわけにはいきません。自民党が国防力を強化し、日本の平和と国民の生命、安全、財産を毅然として守り抜きます。防衛力を大幅に強化し、新しい国の安全保障戦略を練り上げますとあります。私も議会人としてこの考えに賛同する立場から、また、日本の子供たちを危険な状況に持っていかない、そんな状況にさせるわけにはいかないという思いがあります。この共産党議員団の発議、意見には到底賛同することはできないという思いを込めて、反対の討論といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 5番、米澤でございます。私は、軍事費増大をやめ、平和とくらしを守る外交を求めるといった意見書、これに賛成の立場から討論いたします。

先ほど来、板井議員のほうからもロシアのウクライナへの侵略行為、これに対して非常に怒りが込み上げてくるような話をされました。誠にそのとおりではございます。このように今、日本の国民の多くはこのウクライナへのロシアの侵略行為に対して皆さんが混乱しているという状況でございます。

その中で、岸田首相は、我が国の防衛力を5年以内に抜本的に強化し、その裏づけとなる相当な増額を確保すると表明していますし、また、安倍首相などはこの機に乗じて防衛費を現在の2倍に当たるGDP比2%以上を声高に主張しています。GDP比2%以上というのはNATO加盟の各国の基準であり、日本に対する基準ではありません。大幅な防衛費増強を目指す数字ありきの主張でございます。

世界第3位のGDPを誇る日本がNATO加盟の各国と同じGDP比2%以上の防衛費を目指したらどうなるのでしょうか。現在でも日本の軍事力は……。防衛力ですね、申し訳ありません。ただ、世界で見たら軍事力になりますので、軍事力は、アメリカ、ロシア、中国などに続いて世界第5位であります。GDP比2%以上を実施したらとんでもない防衛力になるでしょう。

この防衛力増強のためには、その財源をどこに求めるのでしょうか。一番削りやすい社会福祉費、教育費、そして消費税増税も考えられます。困るのは国民です。幾ら国を守るために防衛費が必要といいますが、これだけのことをされたら国民は必ず困ります。また、この軍備増強に一番喜ぶのは、いわゆる右寄りの指導者層、そして日本、アメリカの軍需産業です。私も日本を守るための適正な防衛力、これは国会を通じて国会の与野党の議員の皆さんの真摯な話し合いの中で適正な防衛力を装備することには、全く異存はございません。しかし、申し上げたように、何が何でもGDP比2%以上というような数字ありきの主張には到底納得できません。

次に、敵地攻撃能力であります。敵基地攻撃能力は、相手国が攻撃した場合の反撃能力であります。相手国の行動が、どこからが日本に対する攻撃なのか判断が非常に難しい。ほんのささいな局地的な運用でも我が国への攻撃であると相手国を攻撃すれば全面戦争になります。また、政府は、敵基地攻撃能力を集団的自衛権の行使にもつけるということを言っておりますが、これは歴代政権が守ってきた専守防衛の大原則を打ち破るものであり、到底容認できません。日本が攻撃されていないのに同盟国が軍事行動を起こしたとき、同盟国と一体となってその相手国を攻撃するのでしょうか。当然しなくてもよい戦争を始めることになります。

また、もう一つ紹介しておきますが、国連憲章第53条、第77条1項b、第107条には、敵国条項と言われるものがあります。これは第二次世界大戦の敗戦国である日本が侵略政策を再現する行動等を起こした場合、国際連合加盟国や地域安全保障機構は、安保理の許可がなくても軍事制裁を科すことができるというものであります。国連の中では70年以上になっているので運用しないとのことになってはいるようですが、しかしながら、条項はしっかりと残っています。条項に残っている以上、それを利用されるおそれが十分にあることに留意すべきであります。

例えば日本の一番南側にあります尖閣諸島、ここで相手国と日本とで小さな衝突があったときに、相手国は日本の侵略行為ということを書いてきます。そうした場合に、この国際憲章の先ほど申しました敵国条項が利用される可能性が非常にある。非常に恐ろしいものがあるわけです。すみません、ちょっと声がぐちゃぐちゃになっちゃって。

核共有問題にしましても、日本には非核三原則があります。唯一の被爆国である日本に核を持ち込み、核抑止に頼るものであり、容認できません。

以上、申し上げましたように、異常と思われる軍備の拡張は日本国民にとって決して益になるものではありません。以前の日本は平和憲法の下、世界から信用の厚い国であったと聞いています。それが今、崩れつつあります。世界の平和のためにももう一度武力に頼らない紛争の平和的解決に向かって、日本が世界のリーダーであることを望んで、賛成討論といたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 今、同僚議員がやる賛成討論、反対討論されて、基本的に私もこの意見書については、もう戦争は嫌だ、したらいけない、そういうのがにじみ出ておられて、これに本当は基本は賛成したいと思いますが、今、ロシアの動きを見ましても、これを止めるのは、ここに書いてありますね。軍事ブロック対応じゃなくロシアは侵攻やめろ、国連憲章を守れというのがある。これができたら一番いいんですけど、この間の昨日、おとといの朝日新聞の社説でしたか論調に、今、国連の安全保障理事会ですが、機能してない。加えて言えば、国連が今、機能してない。あの朝日新聞が論調出しました。私たち政治家、また国民、政治家ですが、あくまでも国民の命と財産を守らないけん。これは大前提です。これが、ロシアが、このように国連が規範決議、やめろと言っても関係なしにやる。何言っても駄目か。

今のウクライナの情勢を見ましても、あの惨状を見ましたら、戦争ほど残酷なものはない。これを止めるのはもう国連しかないんです。これが機能できなくなっちゃった。それであそこのフィンランドとかスウェーデンとかノルウェー、あの周りの人やちが、本当は中立だったんですよ、あの国は。この無防備な、関係なしに侵略してしまった。あれを見て、これは我が身に降りかかると思ってNATOに加盟したいというやな話になってます。これで軍事が軍事を呼ぶんだと思います。

仮にも、私たち国民の命と財産守るのは誰も一緒だと思います。ウクライナへ入った一番の理由が、ロシア人の血が流れとる同胞を守るため、ただそれだけでそういうことができているでしょうか。私の何か漏れ聞いた話によると、今度は私たちの、北海道に住んでおられる先住民、ア

イヌの方なんです、これにはロシアのDNAですか、血が流れておるからというやな話を聞きまして、こういうことが発端で入って回ったらどうしようもない話。国連がやめろって言ってもロシアの同胞の、もう守るために来るなんて言ってもらったって困る。

今、るる米澤議員言われました専守防衛っていうのは大前提です。今、初めて知りました。防衛費が4番か5番でしたかね、日本が。それで守れるなら一番いいですけど、私たち、もしもぼごおんと来たら、ウクライナのような地下ごうないですよ。あの製鉄所の中、あのいろんな化学工場の地下に何百人、何千人とも生活して住民を守っておられる。日本にはそれがありません。今、世界情勢見ても、何か知らんけど、弾道が飛んできて日本海のどこだいでって言ってますが、そういう能力があると。もし飛んできたら本当に日本国民はどこに、海しかない、逃げるの。そのような状態で、やっぱり専守防衛っていうのは大事で、戦争は絶対したらいけないし、核戦争もしたらいけない。

この意見書に書いてあるとおりでございますが、やっぱり国連が機能してないのが一番危惧しているところです。そのためにも自分の国は自分で守るというのは一番大事なことで、この防衛費が2%が3%が、1%が多いか少ないかは分かりませんが、そういう精神で、これを止めるのは話合いがもうできない状態になっちゃった。こんなんでもできるだろうか、そしたらやっぱり自分の国は自分で守ろうねっていうのが大前提だと思ひまして、趣旨はよく分かりますが、国連が機能してない今の状態では半分致し方ないなというところがございまして、この意見書については反対させていただきます。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 慎重に御討議いただきありがとうございます。

先ほどの話ですけれども、まず、国連問題からですが、細田議員が、この中身に書いてあることはあれだけ、国連が機能していないということが朝日新聞にも書いてあった。国連が機能していないということは日本の中でも言われてるし、マスコミやテレビでも言われていますが、よその世界の国々とはちょっと受け取り方が違うのではないかなと思っています。確かに国連のどこが機能してないかって、一番安保理ですよね、安保の常任理事国が5か国ですよね。ここが機能していないの事実なので、拒否権持っているから何もすることができない。それに代わって国連総会を参加国193か国で開いたら、この常任理事国も出てこざるを得ないわけですよ。そこでどうしたかという、小さな非同盟の国々が集まってロシアの侵略戦争やめろ、国連憲章守れという決議を人道問題と2回決議上げてるんですよ。片や国連の裁判所ですよ、そこも

動いてるし、高等弁務官の人たちは人道支援で動いてるわけです。安保理の事務局次長が日本の方でしたよね、中満泉さんでしたか。この方は、力はなくっても無力ではないということで、あらゆる場所でロシアの侵略戦争を食い止めるために頑張ってるというのが今の国連の動きだというふうに見るほうが正解だし、実際そういうふうにして動いているというふうに私たちは感じています。

この国連無能論がどこから出てるかということ、戦前の日本が中国やアジアで起こった戦争行くときの、いわゆる国際連盟ありましたよね。国際連盟を脱退するときの論議ですよ。言ってみたら、非常に軽々と言って、失礼ですけど、軽々と新聞やテレビも言ってるけども、ロシアも国連のこと言っていますが、これは非常に危険な動きだし、日本の中で国連けしからんというところも非常にちょっと危険ではないかなというふうに私たちも考えております。それで、国連というところはやはり話し合おうとするところで、大きな国も小さいところもあって、先ほど細田議員が言うように、国連が無能だから自分で守るしかないということになったら、例えば3分の2以上が非同盟諸国なわけですよ。軍隊持っていない国もあるわけですよ。これが、ロシアのようなものがまかり通ったらうちのように軍事力のない国はどうするのだっていって決議上げたわけですよ。国連の常任理事国の5か国があまりにも変な方向ばかり行くものだから、リヒテンシュタインという小さな国が、常任理事国が決めた分は拒否権があって、あなた方、権限があるのか知らないけども、どうして拒否権を履行したのかということの説明しろということ、これも総会全部で決めてるわけですよ。私は、植民地時代から立ち上がってきた新興国と言われてる国々が今後国連の主人公になっていくんだなというふうに思うんですね。

それと、もう一つ国連でいえば、今日、ウィーンでいわゆる核兵器禁止条約、第1回ですよ、歴史的な第1回核兵器の禁止条約の会議が今、ウィーンで開かれていますよね。ここには大国は参加していないといいますが、常任理事国の5か国参加していないんですよ。参加していないのに国連で決議を上げてそれが動いてるんですよ。これをやはり私たちはもう少し見ながら、日本政府は唯一の被爆国としてどういう態度を取るべきかっていうことを考えないといけないのではないかなと思うんですよ。だから国連の、無能だから日本が武力を持たないといけないというのは、これはあまりにも私は暴論ではないかなというふうに思うわけです。

先ほど米澤議員が言われたように、国連憲章の中で敵国条項というのはドイツも日本もまだ入ってるわけですよ。ドイツのメルケル首相が、ウクライナが再三NATOに入るというときに反対してきたんですよ、NATOで。なぜかということ、もしウクライナがNATOに入ればロシアは事を起こすだろう。ここは慎重に構えなければいけないといって、それが支持、不支持が分

かれてしまったわけですよ。今度はアメリカのバイデン大統領はどう言ったかという、ロシアが攻撃することは目に見えとったって言うんですよ。だったらなぜ止めないのかと、私、新聞見て思ったんですよ。今、このような大国の自分とこの利益のこと考えて動くような動きは、本当に小さな国々の中から否定されてくるし、話合いで物事を解決するという方向に行かざるを得んと思うんですよ。

今、申し訳ないけど、板井議員の話聞いてて私、思ったのは、昔の右翼がこう言ってたよなと、思いました、ごめんなさいね。右翼だよ、これはなって。昔の自民党は少なくとも敵国条項知ってたから、政治家が核兵器を持つとかそういうことは絶対言わなかったんですよ。今、平然とってますよね。あまりにも勉強不足だし、そのことのほうが、日本が核を持つほうがどれだけ危険な状況になるかということ、私は今の政権党にもっと勉強してほしいと思うんですよ。そういうことで国民を危険にさらしてほしくない。つくづく言いますが、今、自民党や皆さんが言ってることは、戦争をどのようにしてするか、それしか言ってないじゃないですか。課せられた一番の仕事は、そういう意味で今の時代、命をかけてこのアジアの危機をどうして守るかっていうことを話合いで解決していく政府をつくらなかったら、私は違う方向に行ってしまうと思うんですよ。

なぜ自治体でこういうの出すか。私も国の問題やからきっと皆さんが賛成してくれないかも分からんと思いましたが、もしそういうことになったら、うちの近所の若い人が言ってました。おばちゃん、もし戦争なんかなったら決めた方が行ってくれ。若い人は切実かもしれないですね。そこに召集令状とか持って行くのは自治体の職員なんですよ。国を挙げて子供たちに愛国精神をもたらして、来るべき戦争に備えよってというのが学校の教師になっちゃうんですよ。その痛苦の反省から、みんな今回の危機的な条項を何とか抑えたいと言ってるんですよ。ここに軍事費2倍って出たからびっくりしたんですよ、みんな。これを政権党が公約として掲げてきてるんですから、これは本当に慎重に動かないといけないと思っているし、地方自治体に、一自治体の、携わる者として、本当にこの国の命と暮らしを守る意味からも軍事費2倍化に反対して、暮らしを、平和を守る外交に変えていこうということを訴えていきたいと思っておりますので、ぜひとも御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第8号、軍事費増大をやめ、平和とくらしを守る外交を求める意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 賛成少数です。本案は否決されました。

日程第 1 5 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（景山 浩君） 日程第 1 5、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会、総務経済、民生教育、広報、各常任委員会及び議会改革調査、可燃ごみ処理、公立西伯病院、地方行政調査、各特別委員会から、会議規則第 7 5 条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第 3 回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和 4 年第 3 回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後 0 時 0 0 分閉会

議長挨拶

○議長（景山 浩君） 6 月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

6 月 1 0 日の開会以来、本日まで 1 2 日間にわたり、補正予算、条例の一部改正等、当面する町政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣な御審議により、ここに全ての案件を議了いたしました。極めて妥当な結論を得ましたことに対し、議員各位の御精励に対して深く敬意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げる次第であります。

町長をはじめ、執行部におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力いただき

ましたことに対し感謝申し上げますとともに、今期定例会を通じて議員各位から述べられた意見、要望等につきましては、町政執行に際しまして十分反映されますよう要望する次第であります。

さて、昨年5月の災害対策基本法の一部改正によって、行政並びに町民自らに、より迅速な災害への対応が求められたところでございますが、これから大雨による災害の発生しやすい時期になってまいります。近年の自然災害は一極集中、被害は拡大傾向にあり、昨年7月には日雨量200ミリを超える大雨により、町内各地に大きな被害をもたらしました。

コロナの感染は減少傾向になってきましたが、引き続きワクチン接種により感染者の減少を確実なものとし、感染症対策と自然災害への対応を複合的に行うためにも、地域の防災意識、自助、公助、共助の連携を図っていただきたいと存じます。

これから本格的な夏を迎えることとなりますが、今年の夏も酷暑が予定されているようです。感染予防としてマスクの着用はまだ必要でございますので、熱中症対策に万全を期していただき、皆様の健康とますますの御活躍を御祈念いたしまして、閉会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。6月定例議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は6月10日から本日まで12日間にわたって開催され、令和4年度一般会計補正予算はじめ12議案について御審議いただき、本日、全議案とも賛同を賜り、御承認を賜り、誠にありがとうございました。

13、14、15日の3日間にわたり、10名の議員の皆様から町政に関する一般質問をいただきました。地域福祉推進計画、コロナ禍での教育現場での状況、農業施策、スポーツ振興、ふれあいバス、保育園統合、ごみ処理の課題、脱炭素社会と里地里山、歯科検診車、母塚山の観光開発、会計年度職員、地産地消、子育て世代の負担軽減、地域包括ケアシステム、そしてデジタル施策と、現在の南部町を取り巻く広範な政治課題について御質問いただき、私も全力で答弁に当たりましたが、議論のかみ合わなかった部分、不足した部分もあったかと思えます。今後とも御指導いただきますよう、よろしく願いといたします。

鳥取県での新型コロナ感染者は昨日43名と、少しずつではありますが、減少し、人の動きが本格化しております。一方で、燃油や穀物価格の急騰による物価高が今後も続くことが予想され、私たちの暮らしに大きな影響が出るおそれがございます。物価対策に対しましては、今後とも国、県の施策と連動した対策を速やかに取ってまいりますので、今後とも御指導いただきたいと思います。

ます。

最後に、議会を通じまして町民の皆様には3点のお願いを申し上げます。まず、1点目でございますが、4回目のワクチン接種もいよいよ、町内医療関係者の御協力をいただき進めることとなっております。町民の皆様には、ぜひとも感染防止とワクチン接種にいま一度御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

2点目でございます。明日は6月22日公示、7月10日開票でいよいよ参議院選挙が幕を切って落とします。期日前投票は23日木曜日から始まります。会場は天萬庁舎まんてんホールとプラザ西伯の2か所で朝8時30分から夜8時まで、どちらでも投票ができます。町民の皆様には、お誘い合わせて期日前投票を含め、投票会場に足を運んでいただきますようお願いを申し上げます。

3点目でございます。議長から先ほどもございましたが、沖縄地方が梅雨が明け、いよいよ本州が梅雨前線が活発になる時期を迎えます。そして、7月はいよいよこの山陰地方に線状降水帯をもたらす時期を迎えます。何度も申し上げますが、お配りしています防災マップを御確認いただき、土砂災害の危険、浸水区域内の危険を御家族や御近所で共有していただきたいと考えます。避難に際しては、どこに避難すべきかを事前に話し合っておくことが大切です。できれば2か所以上の避難所を話し合い、事前に決めておいてください。防災訓練や土のうの準備など、御心配な点がありましたら事前に総務課防災担当にお問合せをお願いいたします。災害はあることを前提に、事前に備えていただきますことを改めてお願いを申し上げます。

結びに、議員各位におかれましては、閉会中におってもぜひ今後とも御指導いただきますことを重ねてお願い申し上げ、閉会の御挨拶といたします。どうもありがとうございました。